

# 第4次新潟県食育推進計画

にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心

令和7年3月（策定）



## 食育とは？

食育基本法（平成17年6月17日制定）の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

## 目次

### 第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3

### 第2章 計画の基本的な方向

1	第3次計画（令和3年度から6年度）の評価	5
2	計画の基本理念・柱と目標	10

### 第3章 各柱の目標と施策の展開・取組

1	生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進	13
2	持続可能な新潟の食を支える食育の推進	
(1)	新潟の食の理解と実践するための食育の推進	18
(2)	食品ロス削減や災害時の食の備えに対応した食育の推進	21
3	新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進	25

### 第4章 食育の推進に向けて

1	計画の推進体制	31
2	関係者の役割	32
3	計画の進行管理	34

### 資料

第4次新潟県食育推進計画評価指標一覧	36
第4次新潟県食育推進計画事業指標一覧	37
新潟県食育推進協議会設置要綱	38
令和6年度新潟県食育推進協議会委員名簿	39

各グラフの割合の数値（%）は、小数点以下第2位を四捨五入し、結果を小数点第1位まで表示しているため、内容の合計が全体の計に一致しないことがある。